

令和 8 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 白川第2浄水棟ほかる過池逆流洗浄設備修繕
- 2 業者名 株式会社 前澤エンジニアリングサービス 北海道営業所
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、ろ過池に設置されている逆流洗浄用のバルブであり、ろ過工程で抑留した濁質を除去するために、ろ過池の下層部から洗浄水を流入させる機器である。
本修繕は、経年劣化した機器の部品交換と分解整備を行った後、機器の動作状況の確認など試験調整を行い、機能の回復を図るものである。
本修繕では、製造元の純正部品でなければ既設とは適合せず、また、部品の組立調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データがなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は、対象機器の製造元である前澤工業株式会社から対象機器のメンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件名 白川浄水場取水流量計修繕

2 業者名 英和株式会社 札幌営業所

3 特定理由

本修繕の対象機器は、白川浄水場の取水量を計測する重要な計装機器である。

本修繕は機器の不具合部品交換のほか、製造メーカーの技術基準に基づく総合的な点検調整が必要であり、製造者のみが保有する機器固有の設計データがなければ機能の回復は確保できない。

上記業者は、当該設備の製造メーカーである東京計器株式会社から保守・サービス対応等の維持管理業務を移管されている唯一の代理店で、上記の履行条件を満たす唯一の業者である。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。